

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則

〔平成4年6月30日
公安委員会規則第11号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項の規定に基づき、麻薬特例法第19条第1項若しくは第2項、不正競争防止法第35条第1項若しくは第2項又は組織的犯罪処罰法第22条第1項若しくは第2項に規定する処分（以下「没収保全等」という。）を請求することができる司法警察員の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(没収保全等を請求することができる司法警察員)

第2条 兵庫県警察に勤務する司法警察員のうち、麻薬特例法第19条第3項、不正競争防止法第35条第3項及び組織的犯罪処罰法第23条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）の職にある者
- (2) 警察本部の刑事部、生活安全部、地域部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 神戸市警察部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (4) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

(補則)

第3条 この規則を実施するために必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 〔平成6年9月30日
公安委員会規則第13号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 〔平成12年1月28日
公安委員会規則第1号〕

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 〔平成14年9月5日〕
公安委員会規則第7号

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 〔平成27年12月15日〕
公安委員会規則第12号

この規則は、平成28年1月1日から施行する。